

USTR が 2007 年スペシャル 301 条報告書を公表
～ 中国、ロシアを含め 12 カ国が「優先監視国」、EU はリストから外れる～

2007 年 5 月 1 日
JETRO NY 澤井、中山

USTRは昨日、「2007年スペシャル301条報告書」(以下レポート)を公表した¹。本レポートは1974年米国通商法182条²に基づき、知的財産権保護が不十分な国や公正かつ公平な市場アクセスを否定する国を特定するもので、外国貿易障壁報告書(NTEレポート)³の公表から30日以内に発表される。警戒レベルには高い順に「優先国」、「優先監視国」、「監視国」の3段階があり、「優先国」に特定されると調査・相手国との協議が開始され、協議が不調となった場合には対抗措置(制裁)への手続が進められる。

本レポート公表に際し、シュワブUSTR代表は、「イノベーションは米国及び世界におけるダイナミックな経済の活力の源(lifeblood)。我々はアイデア、発明、創造品を守らなければならない」⁴と明言した。

今般発表されたレポートによると、米国の関心が最も高い、中国及びロシアについては、昨年同様「優先監視国」指定となり、引き続き知的財産権保護の改善状況を監視していくこととなった。これら中国及びロシアを含め「優先監視国」指定が12カ国、「監視国」指定が30カ国、「306条監視国」⁵のパラグアイを含め、全43カ国(地域)が指定され、昨年に比べ5カ国の減少となった(中国の「306条監視国」指定も継続)。なお、本年も「優先国」に指定された国は無かった⁶。

また、知的財産保護の改善が図られた国・地域として、バハマ、ベリーズ、ブラジル、ブルガリア、クロアチア、欧州連合(EU)、ラトビアが挙げられている。このうち、バハマ、ブルガリア、クロアチア、EU、ラトビアの5カ国・地域はリストの掲載から外れ、ブラジル、ベリーズなどの警戒レベルが一段下がった。ただし、EUに関しては、地理的表示(GI)に関するEU規則の改正が今般の指定解除の要因としつつも、同規則には依然として懸念を抱いているとして、引き続き状況を監視していくとしている。なお、チリ、タイの2カ国の警戒レベルは1段階強化されている。

¹ 2007年スペシャル301条報告書:

http://www.ustr.gov/assets/Document_Library/Reports_Publications/2007/2007_Special_301_Review/asset_upload_file230_11122.pdf

USTRプレスリリース: http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2007/April/SPECIAL_301_Report.html

² http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002242----000-.html

³ 2007年4月2日付知財ニュース「USTRが2007年外国貿易障壁報告書(NTEレポート)を公表」を参照

⁴ “Innovation is the lifeblood of a dynamic economy here in the United States, and around the world. We must defend ideas, inventions and creativity from rip off artists and thieves.”

⁵ 1974年通商法306条に基づき、米国の貿易相手国として、米国との通商問題における改善措置や協定等の履行義務がUSTRによって監視される国。

http://www4.law.cornell.edu/uscode/html/uscode19/usc_sec_19_00002416----000-.html

⁶ 2005年のウクライナ以降「優先国」に指定された国はない。同国は06年に「優先監視国」へ警戒レベルが引き下げられている。

冒頭のサマリーにおいては、昨年同様、多くの国で知的財産保護の改善が図られたとしつつも、同問題への取り組みは依然としてプッシュ政権の優先課題の1つであるとして、特に中国及びロシアに対する問題の取り上げ方は際立ったものとなっている。

「中国」

知的財産権保護のコミットメントを実現するために同国の多くの関係者の尽力に謝意を表しつつも、同国のIPR問題の大幅な改善は達成されていないと評価。こうした状況下において、今月10日、WTO紛争解決プロセスを開始⁷したことに言及しつつ、協議プロセスを通じて、米国が挙げた知的財産保護の改善要請に対して、中国が対策を講じることを希望すると述べている。また、二国間における対話と協力を継続することが当該分野において更なる進展を導くものと信じるとして、米中戦略経済対話及び米中合同商業委員会(JCCT)を通じた共同作業に真剣に取り組むとしている。

「ロシア」

同国からの海賊版ディスク(CD、DVD等)の輸出による損失やインターネット上の著作権侵害が依然として深刻であるとした米国著作権産業の報告を紹介しつつ、脆弱なIPRエンフォースメントの問題を指摘。また、昨年11月の知的財産に関する米ロの二国間合意⁸に触れ、同合意におけるコミットメントの履行がWTO加盟に向けては必要不可欠であることを強調。さらには、08年1月施行予定の民法規定にWTO協定との整合性に問題のある条項が存在する点も指摘。同国に対しては、本年にサイクル外レビュー(Out-of-Cycle Review)を実施し、翌年の301条レポートで同国の指定レベルを再評価するとしている。

「スペシャル 301 条レポート掲載国(地域)一覧」

優先監視国(Priority Watch List)

中国、ロシア、アルゼンチン、チリ、エジプト、インド、イスラエル、レバノン、タイ、トルコ、ウクライナ、ベネズエラ(以上12カ国)

監視国(Watch List)

ベラルーシ、ベリーズ、ボリビア、ブラジル、カナダ、コロンビア、コスタリカ、ドミニカ共和国、エクアドル、グアテマラ、ハンガリー、インドネシア、イタリア、ジャマイカ、韓国、クウェート、リトアニア、マレーシア、メキシコ、パキスタン、ペルー、フィリピン、ポーランド、ルーマニア、サウジアラビア、台湾、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベトナム(以上30カ国)

306条監視国(Section 306)

中国、パラグアイ

(了)

⁷http://www.ustr.gov/Document_Library/Press_Releases/2007/April/United_States_Files_WTO_Cases_Against_China_Over_Deficiencies_in_Chinas_Intellectual_Property_Rights_Laws_Market_Access_Barr.html

⁸ 2006年11月20日付知財ニュース「WTO加盟に関する米ロ二国間合意」を参照